

令和5年第5回臨時会

孺恋村議会会議録

令和5年8月29日 開会

令和5年8月29日 閉会

孺恋村議会

令和5年第5回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第39号の上程、説明	4
○議案第40号の上程、説明	4
○議案第41号の上程、説明	5
○日程の変更について	7
○議案第40号の質疑、討論、採決	7
○議案第41号の質疑、討論、採決	11
○議案第39号の質疑、討論、採決	22
○閉議及び閉会の宣告	25
○署名議員	27

令和 5 年 第 5 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第5回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和5年8月29日(火) 午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第39号 嬭恋村長の給料の特例に関する条例の制定について
日程第 4 議案第40号 工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第41号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	黒岩建五郎君	農林振興課長	横沢貴博君

上下水道課長 宮崎 忠君 観光商工課長 竹 淵 幹 雄 君
教育委員会 滝 沢 勇 司 君
事務局 長

事務局職員出席者

議会事務局 長 目 黒 康 子 書 記 横 沢 右 京

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤鈴江君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第5回嬭恋村議会臨時会は成立いたしました。よって、ただいまから開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第124条の規定により、会議録署名議員に、8番、土屋幸雄さん、9番、松本幸さんを指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間に決定いたしました。お諮りいたします。本日提出されました日程第3、議案第39号から日程第5、議案第41号までの各議案につきまして、提案説明までさせていただき、全員協議会で議案審査を行っ

た後、質疑、討論、採決を行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号までの各議案は、全員協議会終了後、議案審議することにいたします。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、議案第39号 孀恋村長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 多数の傍聴の皆さん、ご苦労さまです。

議案第39号 孀恋村長の給料の特例に関する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

鎌原観音堂周辺整備事業において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に違反し、議会に諮ることなく工事に着手したこと、また、契約相手に工事を請け負う資格がなかったことなどが判明し、工事を中断することとなりました。

この件につきましては、議会の皆様並びに村民の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことに對し、深くおわびを申し上げますとともに、今後二度とこのようなことがないよう注意してまいりたいと考えております。

このたびの不祥事に対し、おわびと反省の気持ちとして、孀恋村長の給料を1年間50%減給とする条例案を提出させていただくものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第40号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細については担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹淵幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹淵幹雄君） 議案第40号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和4年度商工振興事業、嬭恋村商工研修センター新築工事。

2、施行箇所、嬭恋村大字三原地内、村立東部小学校の北側になります。

3、履行期限、令和6年1月31日。

4、請負金額、金9,719万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金883万6,000円。

5、請負業者、群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原1052-528、有限会社大塚建設代表取締役社長、大塚保。

工事概要は、木造2階建て、延べ床面積289.4平米です。

次ページをご覧ください。

入札経過につきましては以下のとおりですので、ご確認ください。

以上です。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第41号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年孺恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 議案第41号 工事請負契約の締結について、詳細をご説明させていただきます。

1、工事名、令和5年度鎌原観音堂周辺ランドスケープ整備工事。

2、施行箇所、孺恋村大字鎌原地内。

3、履行期限、令和6年3月15日。

4、請負金額、金1億1,341万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金1,031万円。

5、請負業者、群馬県吾妻郡孺恋村大字芦生田223番地1、丸栄建設株式会社代表取締役、丸山博文。

主な工事の内容でございますが、鎌原観音堂周辺整備、ランドスケープデザインに沿いました鎌原観音堂への通じる階段、それと浅間石の石壁、浅間石の石畳、また散策路整備及び造園の工事となっております。

次ページに見積経過を添付してございますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前 11 時 45 分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

傍聴の皆様には、大変お待たせをして申し訳ありません。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第3、議案第39号 婦恋村長の給料の特例に関する条例の制定についてを日程第5、議案第41号 工事請負契約の締結についての審議の後に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、日程第3、議案第39号 婦恋村長の給料の特例に関する条例の制定についてを日程第5、議案第41号 工事請負契約の締結についての審議の後に審議することに決定しました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 商工センターの建設工事についてですけれども、先日8月10日の本会議場において、村長は撤回しますという答弁をしました。そのときの村長の思いは、どういう思いでそういう説明をしたんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 6月の議会の視察のときに、商工センターの建設現場の視察ということでありました。そこで担当より、図面を開いた結果、1階にトイレがないという現状がありまして、これはまずいなということで、そこで担当にも、これ何とか、1階にトイレがなければまずいんじゃないの、トイレ造るようにしようやという話をしました。それについて、議会のほうに提案されたときに、1階にトイレがないという現実もございましたので、これは今からでも調整して、1階にちゃんとトイレを造ろうという結論に至ったということになります。

なお、担当からもまた詳細を聞きましたが、商工会も当初は、1階にトイレがなくても仕方ないねと商工会のほうも申しておったということも、議会には説明をさせていただいておりますが、結果的に、1階にないのはまずいね、公共施設である以上ということで撤回をし、新たに図案を作って、今回再提出させていただいておりますので、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 村長は私の質問に答えていないんです。撤回しますと言ったときに、どんな思いだったのか、撤回しますの思いを、言葉の意味をどのように捉えてやっていたのかをお聞きしたいんです。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 撤退とは言っていません。撤回と申しています。よろしく願います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 撤回しますという答弁をしました。それによって、8月10日の議会は何となく、仕切り直しをするのかなと、私個人はそういうふうに思ったりして、ほかの議員さんたちの思いは分からないんですけれども、それで翌日の上毛新聞を見れば、取り下げられたと書いておりました。

私は撤回の意味を、いろいろネットやら国語の辞典で調べましたけれども、それはやっぱり、将来にわたってその案件が消滅するというような意味で書いておりました。

だから、村長は撤回しますの言葉をどんな気持ちで言ったのかを聞いているんです。それに答えてほしいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 商工センターを造らないということを行った意味は毛頭ないと私は思っております。トイレがないところの図面について、これは取り下げて、図面を考え直しましょうという趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

3番、正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

トイレのことは、以前から分かっておられたことだというふうに僕は理解しております。今回新しい図面を出していただいたことは、非常にうれしく思いますが、ただ、その前に入札があって、入札の金額もしくは入札業者を変更するには、ここで反対をしなければいけないというような説明がありました。

その中で、私は反対を表明いたしますが、ご理解いただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質疑ありませんか。

討論ですね、ごめんなさい。すみません。

11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、商工会館を造るということで始まったわけですが、実はこれは教育委員会が、当時6,000万円のお金をかけて仮倉庫を造ると。そして、そこへ教育委員会と商工会を入れるというような話がありました。そうすると、6,000万円をかけた建物がまた壊される、そこへまた1,000万円、2,000万円かけると、8,000万円になるわけですね。

そうすると、本設を建てて、そこへ商工会を入れたほうがいいんじゃないかということをお私に提案させていただいて、今、このような状態になっておるわけですが、一日も早くやっぱり商工会も、群馬県ではなかなか優秀な商工会で、仕事もいっぱいやっているわけですが、入る基地がないということは大変なことになりますので、ぜひとも早く造

っていただきたいと。

ただ、一つ言えるのは、商工会からも1,000万円寄附を頂いているわけですね。今言ったとおり6,000万円、それで解体が1,000万円、2,000万円、商工会とすれば今の8,000万円に相当するわけじゃないですか。それが当時、村当局は金がないから、最初の発注金額は5,800万円ですよ。6,000万円あったものが5,800万円。とにかく、どうやってそういう計画になるのか分からないぐらいの縮小型ですよ。それで、ついに1階のトイレも消しちゃうと。

そんなような状態では、とても、この先どうなるのかという疑問が湧いてくるわけですが、けれども、とにかくこの工事を契約していただいて、一日も早く商工センターを造っていただくことを願います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷議員。

○4番（下谷彰一君） 商工センターの請負契約に賛成の立場で討論させていただきます。

孺恋村はよく、農業と観光の村というふうに言われていますけれども、観光を支えているのは商工業でございます。

今回、文化会館を含めて、もろもろの中で、商工会のいる事務所がなくなるということでございます。設計その他で、いろいろな問題もあったようでございますけれども、ぜひ孺恋村の発展のために、また商工業振興のために、一日も早くこのセンターを完成させていただきますことをお願いを申し上げまして、賛成の討論にさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この商工センターの建設工事については、今後進めることについては賛成の立場を取ります。ただ、村長と村当局の進め方に一言申し上げておきたいことがあります。

というのは、村長は先ほど、撤回しますの意味についてお聞きしたところ、私の質問をはぐらかしていました。そして、先ほど行われた全員協議会において、村役場は8月10日に当局に証明した件で、県の契約検査課に相談しておりました。その相談のときに答えがあったのは、仮契約書、既に仮契約を結んでいたというものの変更は通常ない。そしてまた、それを変更するには、10日の時点で議会が否決していなければいけない。そうでなければ、いろいろな場面に方面に迷惑をかけてしまう、そんなことを相談していました。

それで私は、鎌原周辺整備の問題でも、村長はいろいろ契約のことで、法律や条例、財務規則に違反していました。そういう勉強しながら、なぜ今回これも分からないで、8月10日に撤回したのかというのを聞きたくて、先ほど質問したわけです。県に相談したことも分かっているに進めていた。ということは、8月10日、議会は村長に、どうしたらいいんでしょう、だまされたという言い方ではないけれども、分からないで進めて、撤回しますということで、その場を村長は乗り切ってこれを進めて、今日同じ提案がされるわけです。

私がなぜ賛成かというのと、令和4年度事業からなって、先ほど大久保議員が指摘したように、商工会の仮事務所を造ったり壊したりするお金がもったいない、最初からいいものを造ってやったほうがいいんじゃないかという意見に自分も賛成して、この説明を認めてきました。

ですから、今回の契約の在り方で、村がまた同じように議会に対して失礼な態度をして、それで何回も議会を招集してやってきたということに対することは、一言申し上げておかないと私としては気持ちが収まりませんので、賛成はしますけれども、今後こういうことがないように、県の助言をちゃんともう一度受け止めて、しっかりと今後、契約に関しては進めたいという要望をしておきます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） この問題は、4月10日に鎌原周辺整備として、村当局がN I C O株式会社と契約したことが発端となり、それで、6月議会に大久保議員の指摘、工事契約について精通している大久保議員の指摘により私たち議員も気がついて、いろいろと当局との話し合いを進めてきました。

契約が5,000万円以上は議会にかけるのが当然、また、随意契約は2社以上取るのが当然、随意契約は130万円以上のものはきちんと2社を見積もってやる、そんないろいろなことを全然守らないものでした。それによって、先ほど述べた会社とは契約を解除して、8月10日にこれまでのお金を払いました。その払ったお金が3,564万円です。

その残りのお金を使って、今日提案される工事なんですけれども、その中に当局は、先ほど契約が切れたというN I C O株式会社をまだ引きずろうとしている。そういうのでは私は認められないし、村が本当にN I C Oさんの立てた計画を分かっているし、いろいろとこれまでに私たち議会とも進めてきたので分かると思いますので、設計したN I C Oさんで工事を行うのが今後かけられるものということでは、施工管理は村が進めるという説明を受けているので、私はN I C Oさんとは一切断ち切って、村が施工管理をして一生懸命やることを望んでいますので、なかなかその辺では素直に賛成できない。

もちろん、鎌原周辺整備は早く進めたいという気持ちは私もあります。お花も大好きで、あそこの場所もよりよい場所にしたいという思いはありますけれども、村が進めてきたそういう契約をまだ引きずっているというところでは、私はなぜか心配がありますので、今回のこの契約にはどうもできません。

すみません、質問でしたけれども、それで、だから、N I C Oさんを断ち切って、本当に村が施工管理することができないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現場の管理につきましては、職員が行うこととさせていただきたいというふうに考えております。

N I C Oにつきましては、今回見積りを取らせていただきました丸栄建設さんにお任せしておりますので、村との関係は一切ございませんということで、ご理解いただきたいという

ふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

9番、松本議員。

○9番（松本 幸君） N I C O株式会社、この会社が、一番の問題を起こした爆弾みたいな会社です。これが、今回は丸栄さんでしたっけ、そちらのほうで受けるようなことになって、先ほどの全協でも、N I C Oさんとは村は関わりはありませんと申しました。

あと、維持管理をやって、こんな面倒くさい特殊な花とか植物というのは、維持管理でも、ひよっとしたら、N I C Oさんどうすりゃいいんだいと言いきそうなことがあるから、そこをちょっとチェックしておかなくちゃいけないと思うんで、そこは丸栄建設さんで一切仕切ってやるということですよ。それを再度、課長、確認したいんですが、返答をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 先ほどの松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の管理につきましては、今回工事を請け負っていただく予定であります丸栄建設さんと協議いたしまして、花等の管理を適切に行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 先ほど全協で聞けばよかったんですけども、先ほどの話ですと、今度の工事代金の中には看板費は抜いたという話ですけども、看板代というのは幾らを予定しているのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

看板の代金につきましては、当初、税抜きで800万円ほど予定しておりました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、伊東議員。

○3番（伊東正吾君） 先ほど松本幸さんの質問に、未来創造課長は答えていない件が1件ありました。N I C Oさんとは切れたんだなというような話があったと思うんですけども、

僕、全協の中では、切れないというふうな発言が未来創造課長のほうからあったと思うのですけれども、その辺ははっきりしていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 先ほどの伊東議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどのご質問の中では、村としてN I C Oさんに関わらない、かかっていたいというふうな全員協議会のほうで申し上げたところですが、今回工事につきましては、まず丸栄さんにお任せしているところ、それと、今回、工事を進めていく上で、そのような問題点とか進め方については、村は直接にN I C Oさんとは関わらず、丸栄さんが今後アドバイス等いただくような形になっているというふうに思いますので、先ほどの説明では大変申し訳なかったんですが、村とは直接やり取りするということとはございません。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東議員。

○3番（伊東正吾君） 単刀直入に切れるか切れないか、それから、これからも何かの形でN I C Oさんが仕事に介入するのかもしれないのかということをお二点お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 伊東議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後、N I C Oと関わりを村が持つということは予定はございません。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質疑ありませんか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 2点お聞きします。

今、村との関わりは、N I C Oとはないということをおっしゃいましたけれども、この工事は村が行うものですが、そうすると、工事を行う者が、例えば下請とか、それかアドバイザーとか何かでやるのは、それは、いろいろな問題も起こって契約解除になった業者に行うことができるのかどうかを1点お聞きしたいと思います。

それから、一度問題になって、6月27日のときに問題になって、契約になって、8月10日にN I C Oさんとは契約解除になった。そういう業者との関わりは、今後法律上、村は何年間関われないとか、そういう契約に関する決まりがあるのかどうか。一度契約解除、村のほうの手際で契約解除になったけれども、そういう契約解除になった業者との関わりは、

1年間は駄目とか2年間は駄目とか、そういう決まりがあるのかどうか、分かっていたら教えていただきたい。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の質問についてでございます。その辺に関しましては、今回工事を請け負っていただく丸栄さんにお任せしております。

2点目の今後の工事の契約についてでございますが、今回は解約という形というか、契約はまだ進めておりませんでしたので、契約はしませんが、先ほど申し上げた解除という言葉につきまして、そのような形で契約を締結しなかったことについて、今後何か制限を受けるということはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員、質問3回までです。

○10番（伊藤洋子君） 今の課長の答弁は、私の質問に答えていないんですよ。私は、一度そういうふうに契約解除になった業者が、例えば下請だろうがアドバイザー的であろうが、関わることができるのかどうかを聞いたのに、今、課長の答弁はそれに答えていなかったんですよ。それについて答えていただきたい。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長、もう一度その点について説明をしてください。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

そのような形で丸栄さんがNICO様をお願いするということに関しまして、特に問題はないというふうに村としては認識しております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員、よろしいでしょうか。まだ納得いかないですか。

○10番（伊藤洋子君） いいです、回数が終わったから。

○議長（佐藤鈴江君） 私が許可すればできるそうですので、どうしますか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 明言していただいたので、それに間違いのないのだったらいいんですけども、これまでの契約について、いろいろと問題が二転三転してきたんで、ちょっと不安がありますけれども、今明言したから大丈夫だろうと思いますんで、これで私の質問に答

えたことにします。傍聴の方々も聞いていますので。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁はよろしいですね。

そのほか、ご質疑ございませんか。

8番、土屋議員。

○8番（土屋幸雄君） 今度の件ですけれども、先ほど大久保議員が質問しました看板の費用は今回の工事費の中には入っていないということで、確認なんですけれども、よろしいですか。

もし入っていないとなれば、前回の6月前の工事で、鎌原観音堂資料館の横の「鎌原観音堂」という看板を壊しました。これに対して、どのようにこれから対応していくのか。いろんな関わりのある人もいるし、奉仕会の皆さんも昔から自分の自腹で作ったということでもありますから、この辺はやっぱりはっきりしてもらわないと困ります。

それと、6月で工事がストップし、観音堂の階段も中途半端で終わり、観音堂の皆さんも今年の夏はトップシーズンに、人が新しい階段を下りて、大勢の皆さんが来るということをお願いしておりましたけれども、今回それがかないませんでした。本当に観音堂の皆さんもいろいろお世話になっておりますけれども、また看板を壊したという行為も、今回の観音堂整備工事の疑問点に感じております。

やっぱりこういうことは、地元、昔からのいきさつ、いろいろあるんですね。だから、この辺のところはしっかりと調整して、納得して、こういう看板ができるから壊しましたとか、納得した上で、やっぱり取壊しをしなければならぬと思います。

それで、景観だ何だと言っていますけれども、あの看板は木の看板で、そんなに大きくはありません。あれは本当に観音堂の思いが籠もった看板でありました。本当に悲しく私も思っております。その辺について、ちょっと質問をします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 鎌原観音堂の木製の大きな看板、「鎌原観音堂」という看板を、設置者は奉仕する会、また、鎌原区の皆さんが手作りといいますか、そういう形で作ったという認識を私は以前から認識しておりました。

今回、十二分に地元の皆さんとの協議がないということもありまして、既に撤去したということも確認ができました。過日から、関係者からも要望があるという話も聞きました。私も現場まで行って見てきまして、現実になくなっていきますので、引き続き、とにかく地元と

よく協議をしてまいりたいと、こう思っております。

鎌原周辺には、皆さんに何回も、いろいろ広報にも出してきましたが、数億円のお金をかけて、ここ数年かけて整備をしてきました。そういうことで、今年が仕上げの年だということで取り組んでまいりましたが、ちょっとした不手際で、先ほど来、議員の皆さんのご理解もいただきながら、今進めておりますが、仕上げの段階ですけれども、看板につきましては、奉仕会が作った「鎌原観音堂」という木製の大きな看板につきましては、過日から要望があるという話もありますので、協議をしっかりと、最終的にいつどうするかを詰めていきたいと思っております。スピード感を持って、地元の意見を承って進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋議員。

○8番（土屋幸雄君） ぜひとも鎌原観音堂奉仕会の期待を裏切らないように、今度はこういう看板ができますということをぜひ確約していただきたいと思えます。

それと、一日も早く、工事は取りかかっておりますので、このままではいけないと思えます。工事はやっぱり完成させて、改めて工事ということで完成ということになりますので、一日も早く完成することを望みます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 鎌原観音堂周辺整備につきましては、議会でも特別委員会を作って、最重要課題として、ここ6年、7年ぐらい継続的に整備を進めてまいりました。

観音堂のかやぶき屋根を替え、また、今食堂になっている屋根の看板を替えとか、いろいろな施設を部分的に改修したり、あるいは国のほうからの補助金も頂きながら、やっと整備がいろいろ進んできた中で、今回仕上げの中で、最終的な本年度仕上げの予算ということで、議会のほうにも一応承認を得て進めてきたつもりでございます。

そういう意味で、今、看板の件がございましたが、最も重要な鎌原観音堂、その看板でございます。木製の大きな看板があったことは私も十二分に存じておりますので、それも含めまして、一日も早く植物が、手配した植物等、あるいは植木等、プランニングが一応ありますので、丸栄建設にしっかりと受けていただいて、一日も早く完成をして、また我々も、今後二度とこういうことのないようにしっかりと取り組んでまいりたい、一日も早くいい形で完

成させたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、今回のこの工事の契約、一日も早くという思ひは本当にあるんですけども、この工事に関するこれまでの経緯のこと、それから、先ほどNICO（株）との関係のことについての説明、また鎌原観音堂の木製の看板を地区住民に黙って取ったという、そういう当局の行為に本当にかっかりして、この工事にすんなりと賛成する気持ちにはなれません。ですから、反対といたします。

先ほど述べた看板のことですけれども、村当局はこれまでの経験が生きていないことに、とてもがっかりしています。小学校統合のときに、いろんな飛んだり跳ねたりとか、学校の建設に関わった人たちがそういう看板を作ったのも、地元住民に黙って壊したり取り外したりしたということで、この本会議場で問題にしたことがあります。それが生かされずに、また奉仕会の皆さんの気持ちを踏みにじるような行為をしたということは本当に残念です。

そんなやり方でこの工事を進めて、本当にこれまで10億円以上もかけて、今回1億5,000万円、それかけて、それで今、これまでにかけたお金に対する対価というか状況が、本当に観光客がたくさん来る状況をつくる努力も見られませんでした。水車に対すること、あさまのいぶきに関すること、私はいろいろ提案をしてきましたけれども、見向きもしませんでした。今度、1億5,000万円かけて、本当に村があつた場を盛り上げようとする熱意があるのかどうか疑わしく思ひますので、とても素直に賛成とは言えません。

ですから、今後、先ほど質問した契約解除した会社との契約の今後のことがどうなるのかは、また調べて教えていただきたいことを要望しておきますけれども、ぜひそういうことで、私は素直に賛成できない。お花好きの私は、本当にあそこはいい場所にしたいという思ひで提案してきましたけれども、それに応えてもらえなかった。今度の1億5,000万円が本当に生かされるかどうか見えてきませんでしたので、反対といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 私は最初に申し上げます。反対したいというふうに思っておりますが、NICOさんにこだわる理由がいまだかつて分からない。全協の場でもいろいろと説明していただきましたけれども、村長が言われるように、スピード感を持って、スピーディーになんていうようなことで、方向性がNICOさんでいくんだぞ、頑張るんだぞというふうに聞こえて仕方なかった。

それに対して、落札業者さんのことですから、私たちは知りません。じゃ働きかけがなかったのか、そこまで勤ぐらせるような内容だったというふうに思っております。ですから、反対といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 私は、この請負契約に賛成の立場ということで討論させていただきます。

なぜ賛成なのかということでございますけれども、当該あの土地は、教育委員会が資料館を建設するために鎌原の皆さんから、何年かお金を、要するに土地を借りてできたのが今の資料館でございます。そうした中でも、毎年かなり高額のお金を払っていると。それなら、この際思い切って購入しようということで、あの地帯の一角を購入させていただきました。

今回、先ほど村長のお話もありましたけれども、あそこの地帯を開発しよう、あの地帯に何とかお客さんと呼ぼう、そういう村の観光行政の中の取組の中で、いろいろな施設ができてまいりました。あさまのいぶきもそうですし、水車もそうです。あるいは創作実習館も、創作実習館からその使命を終えて、今や孺恋の観光をリードしていくジオパーク、あるいは村人になっていただくためのそういう施設に変わってきております。これからどんどん、あそこの地帯をよくしていく、また、その地帯に将来上信道も来ます。非常に村当局としては、いい目であの土地を見ていた、そんなふうに思っています。

ぜひ、これからあそこのところ、ランドケープ、要するにお客さんが来てくれるような、そういうようなものになっていくということで、今回、丸栄建設さんが仕事を請け負ってくれることになりました。私は丸栄建設さん、私の地元の芦生田でもございますし、社長もよく知っております。どうか一日も早く工事が完成をして、今中断している工事が完成をして、

それでまた地域の皆さんの要望にもしっかり応えた、そういう中の工事請負契約であることをお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

1番、黒岩議員。

○1番（黒岩智未君） 自分はこの工事の請負契約について、賛成の立場から討論させていただきます。

鎌原観音堂周辺工事なんですけど、何よりも工事がずっとストップしていること、このことが、村民にとって一番不利益を被っていると思うからであります。

契約に関することなんですけど、丸栄さんが責任を持って引き続きやってくれるということですので、それ以外のことに関しては特に申し上げることもありませんし、一日も早い着工、一日も早い完成を望んで賛成討論といたします。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

9番、松本議員。

○9番（松本 幸君） 私もこの件に関しまして、賛成として討論を行いたいと思います。

先ほど同僚議員が、村はいいところに目をつけたなんていうことを言いましたけれども、実は鎌原観音堂をどうにかしようぜと言ったのは議会です。だけれども、これほど箱物を造るとは、私は個人的には思っていませんでした。

大事なものは、先ほど土屋幸雄議員が言いましたけれども、地元の今まで鎌原観音堂を守ってきた皆さんの手助けになったり、もうちょっと鎌原の地域を盛り上げるといいますか、一番災難を食った鎌原、この地域をプラスアルファの、そういう場所に変えようじゃないかというのが趣旨なんです。そこに箱物を造って、会議室を造って、何を会議ばかりするところが必要なんだろう。

そうじゃなくて、もっともっと私は、金なんかそれほど使わなくても、もっとやれる、いろいろな研究だとか、いろいろな調査だとか、今発掘調査をやっていますけれども、そういう方向にもっともっと目を向けない限り、あれはあれで終わっちゃうような気がします。中身をもうちょっとこれから、まだ鎌原観音堂を中心としたあのエリアを孺恋村の第一の観光地ぐらいに仕上げようじゃないかというぐらいの意気込みを持って、何かやっていただければと私は思って、この事業に関しては一応賛成はします。

ただ、N I C Oの場合、先ほどいろいろ関わっていますけれども、もしそういうことがまた何か耳に入りましたときには、即刻また対応して反論したいと思いますので、その辺十分

気をつけて、皆さん進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

2番、土屋議員。

○2番（土屋哲夫君） 私は、この案件、賛成の立場で討論いたします。

その理由は、全くもって消極的な理由であります。

1つは、以前に議会でもって議決があったこと、2つ目は、正しくない手続を取られてしまいました。但实际上に工事が始まって、現在途中で止まってしまっていること、3つ目に、地元鎌原の皆さんに多大な迷惑をかけ続けていること、今言ったことは非常に残念なことであります。

また、村民の皆様からは、なぜあそこにイングリッシュガーデンなんだと。本来あの周辺は、鎌原観音堂ありき、観音様が一番中心であるべきで、事実中心です。もしそこに庭園を造るんだったら、イングリッシュガーデンではなくて婦恋村の山野草ではないのか、そういう声をいただいております。

いろいろな事情があって、こういうことになっておりますので、一日も早く工事を完了して、地元鎌原の皆さん、また婦恋村民の利益となるような方向に進むべきだと、そう考えて賛成いたします。

本来、討論は条件付はあり得ないそうですけれども、あえて言わせていただければ、再びこのような事態が起きないことを重ねて要望して、私の意見といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

8番、土屋議員。

○8番（土屋幸雄君） 私は賛成の立場で討論いたします。

鎌原観音堂の整備計画が始まったのは、私が議員になりまして1期生のとき、一般質問をして、村長さんをはじめ、前代の企画課長、干川課長さんから、下谷課長、佐藤課長と3代にわたって、現在に至っております。そのときは発掘して、鎌原に人があふれるほど人が来ておりましたけれども、本当にそのときは衰退して、観光バス一つも通らない、人も見向きもしない、そういうところでした。

それを一般質問しまして、村長さんや皆さんに取り上げていただき、先ほど下谷議員さんが言いましたとおり、あそこは借地で資料館とかいうのはみんなやっておりました。それも村が負担で借地はしないということで、その話になって、今度はお買上げをしていただくと

ということで、孺恋村がいろんな資金を出していただきまして、あの一帯を土地を取得していただきました。それから今まで、いろいろな整備をさせていただいて、観音堂も人がいろいろと集まってくる場所となってきております。これも村のいろんな方の努力もいろいろあるかと思えます。

鎌原観音堂が、その地域は、メインの鎌原観音堂があつてのその地域の開発だと私は思っております。今回は最後の事業だということで、村長も申し上げておりますけれども、これからは教育委員会で地域計画というのが今発掘で進んでおります。これも何年かすれば完成して、発掘したり、観音堂の見える化とか、これからはまだいろんな観音堂に対して、いろいろ整備がなされてくると思うんですけども、ぜひともこの工事は今回が最後ということでございますので、大まかな工事はこれで完成ということです。あとは地域計画で、どのようにしていくかという、またこれも議会と当局といろいろ切磋琢磨し、話し合いをして、いい方向で進めていただきたいと思います。

ぜひともこの計画は完成して、孺恋村にあその場所に、鎌原の場所に人が大勢来る場所にしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 議案第39号 孺恋村長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

8番、土屋議員。

○8番（土屋幸雄君） 私は、村長の給与半分カットということに対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

嬭恋村村条例の中で、地方自治法第98条第1項第5項の議会の議決に付すべき契約として、5,000万円以上の工事または製造業の請負を規定されております。今回の鎌原観音堂整備事業では、1社の見積りのみで随意契約をし、議会の同意を得ないまま工事を進めてまいりました。

条例は村の法則であり、村政執行を行うに当たり、適格性・透明性を欠いた行政は不信を生むのは当然であると思っております。この問題の議案に対して、村民の皆さんから監視役である議会に対して、また執行部に対しての姿勢が今問われております。

今回提出された村長の給料の半分の1年間減額という条例案に対して、果たして村民の感情が得られるのであるのか疑問が生じております。問題は、1社の見積りのみで随意契約した工事を始めたこと自体が透明性を欠いている問題だと思っております。そのことを村民が本当に理解しているのか、本当に疑問があるかと私は思っております。

そういった理由で、私は村長の給料だけでよいのかということで、反対の立場で討論をさせていただきました。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 私も今回提案の条例には反対です。

その理由として、先ほどの鎌原周辺整備の問題は、幸雄議員も言いましたので繰り返しませんけれども、村長は議会のたびに、議会、村民に責任を果たす、法令遵守する、村民の村民による村民のための政治ということ、議会のたびに私たちの前で表明しています。

そういう法令遵守を言っておきながら、この間の1億5,000万円を議会にかけないでやったということで、再発防止のために、村長は自分が給料カットを6月27日に提案しました。でも、提案した直後にまた商工センターの問題で同じように、分からないでいたのに撤回しますということで議会の翻弄させた。再発防止という言葉が全然、村長の言葉の中からは出

されているけれども実施されていません。

そのまた一つの例として、今回の議会じゃなく前回の前議会の際にも、役場の位置を村長の会報に載せたということで議会は決議を上げました、議会軽視しないようにという決議を上げました。でも、それを上げたのに、今年の3月27日には、まだ契約も決まっていないNICOさんと契約が決まりそうだというのを自身のブログにうたっていたということで、全然村長が再発防止という言葉を使うのが信用できないような問題なので、今回の給料カットだけで本当に信用していいのかというのが私は信じられないので、ちょっともう一歩進んだことを当局なりに考えていただく、そういった思いで、今回のこの条例には反対といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

11番、大久保議員。

○11番（大久保 守君） 私も、この提案には反対の立場で討論させていただきます。

村長は全協のときに、50%減額するというようなことを持ってきた当時、私は35%切ったときがあると高々と声を上げて言ったわけですが、あのときは議会も議員全員20%以上切っていた、25%、たしか議員も給料を切っておりました。それで、一番長なんだから10%ぐらい増やすということで35%だったと思います。

そういう中で、今回いろんな諸事情の中、私から言わせれば、やはり長く務めた村長のどこかにおごりがあったんじゃないかなと思っております。

今回50%、1年間ですかね、これは村長が自分で提案してきたわけですがけれども、果たしてそれが村民が、私が言い出しっぺとなる格好になっちゃっているんであれなんです、結構村民の方がいろんなことを言うてくるわけですね、果たしてそれでいいのかと。

実際には自治条例の、これは違反ですから、早い話が百条委員会にかけて、失礼ですがけれども村長不信任案、それもたたけるわけですね、議会は。ただ今回、村長がこれを見てくれと、この50%減で1年間で勘弁してくれという言葉が、村民にはまだ伝わっていないんですね。果たしてこれでいいのかという思いがやはり私にも湧いてきますし、やっぱり村民から見ればまだまだ、今日こんなに傍聴の方が来られるということは、やはり関心が高いということですので、この50%1年間減というのは私は見送るべきではないかと思っておりますので、反対の立場でさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

9番、松本議員。

○9番（松本 幸君） 私も皆さんと内容は同じなんですけれども、私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回全協のほうでも、村長にはすごく、私、きついことを言ったような気がします。だけれども、やはり、もう17年ぐらいたつわけですけれども、前も何だかんだで、何回かこういうことがありました。でも、やはり報酬カットで、何だかんだらということで済んできたわけですが、今回は同僚議員がちょっと無謀じゃないのかなぐらいの提案で提示したところ、村長がすんなり、分かりました、50%の1年間ということでやりますと。だから、村長自身にもやはり、ヘアスタイルも変わったようなんですけれども、いろいろなことで反省点はあったと思います。

ただ、次が問題なんです。この次もしも、また何かやりやいや、報酬カットで。もう次はない、そのぐらいの覚悟で、村のために村民のために取り組んでいただきたいと思えます。

今回ただ、4月の選挙がまだ終わったばかりで、私は優しさがちょっと出たのか知りませんが、今回はこれを通して、次はもし何かあったら容赦しないよというような意見を踏まえて、今回は賛成といたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

よって、令和5年第5回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 4 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 土屋 幸雄

署 名 議 員 松本 幸